自然災害発生時における業務継続計画

法人名	社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会	種別	すこやか幼児教室
代表者	会　長　　伊藤　健二	管理者	渡部　玲子
所在地	宮古市小山田２丁目 ９番20号	電話番号	(0193)64-5050

目 次

1. 総論 1
（1） 基本方針 1
（2） 推進体制 1
（3） リスクの把握 2
① ハザードマップなどの確認 2
② 被災想定 3
（4） 優先業務の選定 4
① 優先する事業 4
② 優先する業務 4
（5） 研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し 5
① 研修・訓練の実施 5
② ＢＣＰの検証・見直し 5
2. 平常時の対応 5
（1） 建物・設備の安全対策 5
① 人が常駐する場所の耐震措置 5
② 設備の耐震措置 5
③ 水害対策 6
（2） 電気が止まった場合の対策 6
（3） ガスが止まった場合の対策 6
（4） 水道が止まった場合の対策 6
① 飲料水 6
② 生活用水 6
（5） 通信が麻痺した場合の対策 7
（6） システムが停止した場合の対策 7
（7） 衛生面（トイレ等）の対策 7
① トイレ対策 7
② 汚物対策 7
（8） 必要品の備蓄 8
（9） 資金手当て 9
3. 緊急時の対応 10
（1） ＢＣＰ発動基準 10
（2） 行動基準 10
（3） 対応体制 11
（4） 対応拠点 11
（5） 安否確認 12

① 利用者の安否確認 12
② 職員の安否確認 12
（６） 職員の参集基準 12
（７） 施設内外での避難場所・避難方法 13
（８） 重要業務の継続 13
（９） 職員の管理(ケア) 13
① 休憩・宿泊場所 13
② 勤務シフト 13
（１０） 復旧対応 14
① 破損個所の確認 14
② 業者連絡先一覧の整備 14
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応） 15
4. 他施設との連携 15
（１） 連携体制の構築 15
① 連携先との協議 15
② 連携協定書の締結 15
③ 地域のネットワーク等の構築・参画 15
（２） 連携対応 16
① 事前準備 16
② 利用者情報の整理 16
③ 共同訓練 16
5. 地域との連携 16
（１） 被災時の職員の派遣 16
（２） 福祉避難所の運営 16
① 福祉避難所の指定 16
② 福祉避難所開設の事前準備 16
6. 通所系・固有事項 17

１．総　論

（１）基本方針

⑴利用者の安全確保

利用児童は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。それぞれの身体的状況に相違があるので、個々に合った対応を行う。また、他部署の職員と連携し、協力体制を整えながら安全確保に努める。

⑵サービスの継続

利用児童と保護者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。利用児童の状況、また家庭状況の把握を行い、できる限りのサービスを実施する。

⑶職員の安全確保

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

精神的な打撃など、職員の労働環境が過酷になることが懸念されるため、心身の健康に留意しながら事業を実施する。

（２）推進体制

主な役割	部署・役職	氏　名	補　足
統括責任者	事務局長	有原　領一	
外部機関・内部の連絡調整	総務課長	舘石　誠	
物品の調整	総務係長	佐々木　正宜	
現場の統括	在宅福祉課長	渡部　玲子	
現場のとりまとめ(リーダー)	子育て支援係長	三浦　明美	
支援関係	子育て支援係長	三浦　明美	
支援関係	子育て支援主任	関口　美夏子	
物品確認担当	保育士	伊藤　靖子	
給食担当	調理員主任	鬼柳　由利子	
看護担当	看護師	高橋　ふじ子	

（３）リスクの把握

①ハザードマップなどの確認

【津　　波】

【土砂災害】

②被災想定

【自治体公表の被災想定】

地震動：市内全域で震度 5 弱～5 強の揺れを観測。大きな横揺れが 2～3 分程続く。その後期間余震が頻発し、最大で震度 5 弱程度の観測をすることがある。

津　波：地震発生後、ただちに大津波警報が発令。20～30 分後に津波最大波が到達し、市内各所が浸水する。

その後、繰り返し同程度の津波が到達する。浸水範囲は、東日本大震災と同程度とする。

発災直後に発令された大津波警報は、津波到達後、津波警報・注意報と段階的に下げられ、48 時間程度継続した後、解除される。

交通被害

道　路：停電により信号機が発動せず、各地で混乱が生じる。市内中心部では、渋滞が発生する。

その後道路啓開が進むが、不通箇所多数。三陸自動車道は、緊急車両専用として一部共用再開。緊急交通路において、一般の交通が規制される。

橋　梁：津波到達後は、津波によるがれきの堆積、橋梁被害等による道路閉鎖が多数発生。停電発生かつ夜間のため、被害状況の把握が困難となる。

鉄　道：地震動や津波による盛土や橋梁部の被害が発生し、安全確認と合わせ、全線不通となる。鉄道の運転再開は、おおよそ 2 週間後となる。

ライフライン

上水道：管路や浄水場等の被害により、一部内陸部を除く全域で断水となる。配管被害により、道路で漏水する箇所も発生する。

発災後、応急復旧が開始され、給水車等による応急給水対応も実施される。応急復旧により、断水世帯数が徐々に減少し、1 ケ月程度で復旧率 100%となる。

電　気：地震発生直後より、市内全域で停電が発生。翌日より、浸水被害を受けなかった地域を中心に徐々に電力が復旧するが、宮古市総合福祉センターを含む浸水区域での復電には、10 日を要する。

通　信：災害発生直後より、固定電話、携帯電話ともに設備被災により利用不能となる。

固定電話、携帯電話とも概ね 1 ケ月程度は、設備被災と輻輳により、通常の利用が困難な状況が継続する。衛生回線を用いた電話は、発災当初より利用可能。

【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電　力	自家発電機　→		復旧	→	→	→	→	→	→
エレベーター							復旧	→	→
飲料水	備蓄飲料水、給水車からポリ缶で調達→						復旧	→	→
生活用水	ボイラー室タンク						復旧	→	→
ガ　ス			復旧	→	→	→	→	→	→
固定電話	不通の場合は関係機関へ直接出向く。携帯活用						復旧	→	→
携帯電話			復旧	→	→	→	→	→	→
メール			復旧	→	→	→	→	→	→

（４）優先業務の選定

①優先する事業　※単一事業の運営のため、この項目を省略する。

＜優先する事業＞

＜当座休止する事業＞

②優先する業務

帰宅が難しい利用児童・保護者がいる場合

優先業務	必要な職員数		
	朝	昼	夕
発達支援	3	3	3
送迎支援	2	2	2

（５）研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し

①研修・訓練の実施

(1)初任者研修

時期：採用時

担当：管理者、児童発達支援管理責任者

方法：BCP 概念や必要性、感染症に関する情報を説明

(2)BCP 研修

回数：年に 1 回以上

担当：管理者、児童発達支援管理責任者

方法：BCP 概念や必要性、感染症に関する情報を共有

(3)避難訓練・机上訓練

時期：毎年 2 月

担当：児童発達支援管理責任者・総務課長

方法：避難訓練後に実施

＊訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

②ＢＣＰの検証・見直し

課題を洗い出し、見直しを年に 1 回実施する。物品についても随時確認する。

2．平常時の対応

（１）建物・設備の安全対策

平成7年建築(1995年)。3年に1度建築基準調査を実施。

①人が常駐する場所の耐震措置

場　所	対応策	備　考
建　物	日々、周囲に倒木がないか等周囲の見回りを実施。 不具合が見られる場合は、すぐに市役所に報告をする。	担当：総務課

②設備の耐震措置

対　象	対応策	備　考
療育室	利用スペースの高所には物を置かない。	担当：すこやか幼児教室職員
廊　下	消化器の付近に物は置かない	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③水害対策

台風等、事前に予測ができる災害の場合は、利用児童の自宅が安全な場所にあるかを確認し、安全と判断できる場合は帰宅を促す。 自宅が危険と判断される場合は、宮古市総合福祉センター3階または高台へ避難する。

対　象	対応策	備　考
利用必要物品	2 階以上に備蓄	
エレベーター	3 階に待機	使用不可であることも想定
公用車および 自家用車	水害の危険性が低いシーアリーナ 駐車場に車両を移動	

（2）電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
自家発電機	時間、範囲を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける。発電機の操作方法を事前に確認。
パソコン・テレビ	自家発電機
冷蔵庫・冷凍庫	自家発電機
懐中電灯	乾電池
暖房器具	使い捨てカイロ、石油ストーブ、ファンヒーター、毛布

※ノートパソコンは、常に満充電に近い状態にしておく。

（3）ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
調理器具	カセットコンロ(3 台) ホットプレート(1 台) ガスボンベ

（4）水道が止まった場合の対策

①飲料水

・利用者：1.5ℓ×10 名=15ℓ（1 日）　15ℓ×3 日分=45ℓ
・職　員：1.5ℓ×4 名=6ℓ（1 日）　6ℓ×3 日分=18ℓ
・水道事業所の給水を活用する。

②生活用水

・トイレは、浴槽水を使用する。
・井戸水、沢水を確保する。（飲料水としては使用しない）
・非常時の食器として、紙皿や紙コップ、折弁当容器、ラップを常備。

（５）通信が麻痺した場合の対策

→　携帯電話／携帯メール／ＰＣメール／ＳＮＳ等

・被災時は、固定電話や携帯電話が不通になる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。
・通信機器やバッテリー（充電器、乾電池等）の状態や保管場所の把握をする。
・宮古市総合福祉センターの通信が不通の場合でも、他施設（清寿荘、田老、新里、川井…等）が通信可能であれば、そこを拠点として情報の把握、共有を行う。

（６）システムが停止した場合の対策

・BCP 等の災害対策の文書類は、データ保存だけでなく、紙に印刷してファイルに綴り、すぐに確認ができるようにしておく。
・パソコンとプリンターの電源が確保できれば業務上問題はない。自家発電や蓄電池が使用不能な場合は、復旧まで事務作業は手書きで対応する。

（７）衛生面（トイレ等）の対策

①トイレ対策

【利用者】

・水が止まっている場合は、浴槽水を使用する。
・おむつを備蓄する。
・排泄物や使用済おむつ等の保管場所を決める。

【職　員】

・感染防止のため、利用者と使用トイレを区分する。
・女性職員のため、生理用品を備蓄する。

②汚物対策

・排泄物は、消臭固形剤を使用してビニール袋等に入れて密封する。
・衛生面に留意し、利用者の出入りがない場所に保管、隔離する。

（８）必要品の備蓄

【飲料・食品】

品　名	数　量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
ビスコ	30 枚	2031.1	療育室	すこやか幼児教室職員
クラッカー	104 枚	2030.10		
米	30 ㎏	―	厨房物品庫	調理主任
ツナ缶	6 缶	―		
もも缶	24 缶	―		
みかん缶	24 缶	―		
ひじき	6 袋	―		
切干大根	6 袋	―		
乾麺	1 箱	―		
レスキューフーズ (職員用)	18 セット	―	3 階 EPS	総務課
あんしん STAYBOX (職員用)	5 セット	2026.6.30		
飲料水 (バッグインボックス)	10ℓ　10 箱	2027.12		
飲料水 (災害用自動販売機)	500 本	―	エントランス ホール	

【医薬品・衛生用品・日用品】

品　名	数　量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
使い捨て手袋	50 組×10 箱		教材室	保育士
アルコール缶	1 缶		階段下倉庫	総務課
体温計	1 本		療育室	保育士
マスク	50 枚×100 箱		別棟 2 階	総務課
防護服	100 枚			通所主査・看護師
フェイスシールド	10 個			
箱ティッシュ	35 箱		教材室	保育士
除菌ワイパー (ウェットティッシュ)	280 枚×5 個			

【備 品】

品　名	数　量	保管場所	メンテナンス担当
発電機／携行缶	3 台	3 階浴室	総務課
発電機	1 台	別棟倉庫	
パソコン	2 台	事務室と老人デイ	
携帯電話	4 台	事務室	
懐中電灯／乾電池	6 個	別棟 2 階	
ポリタンク(水用)	10ℓ　2 個 20ℓ　3 個		
バケツ	6 個		
灯油ストーブ(反射)	11 個		
灯油ストーブ(だるま)	2 個		
寝袋	1 個	運転手控室	
カセットコンロ	4 台	食堂ロッカー	調理担当
カセットボンベ	24 本		
炊飯器	5 台		
割り箸	200 膳		
使い捨てスプーン	200 本		
紙コップ	500 個		
どんぶり	100 個		
サランラップ	40 本		
アルミホイル	6 本		
ローソク・チャッカマン	―		

(通常備品)　別棟 2 階

ファンヒーター　4 台、扇風機　8 台(未開封　1 台)、バケツ　3 個、ベンチコート、ジャンパー、ビブス

（9）資　金

・急遽必要になる時のため、現金を用意しておく。
・災害保険について事前に確認する。

３．緊急時の対応

（１）ＢＣＰ発動基準

【地震による発動基準】

宮古市全域で震度5以上の揺れを観測し、事務局長が被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案して必要と判断した場合、事務局長の指示によりＢＣＰを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

台風により水害の発生が想定される場合、または気象庁から警戒レベル3の大雨・高潮警報が発令された場合。

また、総括責任者が不在の場合

総括責任者	代替者①	代替者②
事務局長	総務課長	在宅福祉課長

（２）行動基準（発災時の個人の行動基準）

災害発生時の行動指針は、下記のとおりとする。

(1)自身および利用児童とその保護者の安全確保

(2)二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)

(3)サービス利用児童とその保護者の生命維持

(4)法人内施設間の連携と外部期間との連携

(5)情報発信

（３）対応体制

【総括責任者】事務局長：地震災害応急対策の全体指揮

【副統括責任者】総務課長：統括責任者不在の代行

【総務班】班長：総務課長　　メンバー：在宅福祉課長、総務課職員

統括責任者の指示のもと、配備体制各班の業務遂行状況を把握し、その結果を統括責任者へ報告する。また、具体的な業務遂行に係る起案や、各班への実施内容の連絡を行う。

【情報班】班長：在宅福祉課長　　メンバー：子育て支援係長

行政と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに、適切な指示を仰ぎ、統括責任者へ報告する。また総務班の指示のもと、職員の安否確認や利用者家族・医療機関・行政機関等への情報の受信発信を行う。併せて、活動記録を作成する。

【消火班】班長：総務係長　　メンバー：総務主任

地震発生直後は、直ちに火元の点検およびガス漏れの有無を確認し、発火防止に万全を期す。また、発火した場合には速やかに消火に努める。

【支援班】班長：子育て支援主任　　メンバー：すこやか幼児教室職員

利用児童とその保護者の支援、相談業務を行う。

【応急物資班】班長：総務主任　　メンバー：調理主任

食料、飲料水などの確保に努めるとともに、炊き出しや飲料水の配布を行う。

【安全指導班】班長：子育て支援係長　　メンバー：すこやか幼児教室職員

利用児童とその保護者の安全を確保し、施設設備の損傷状況を確認したうえで、統括責任者へ報告する。

統括責任者の指示がある場合は、利用児童とその保護者の避難誘導を行う。

【救護班】班長：子育て支援係長　　メンバー：通所看護師

負傷者の救出、応急手当および病院への搬送を行う

【地域班】班長：総務課長補佐　　メンバー：総務課職員

地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティアの受け入れ体制の整備、対応を行う。

（４）対応拠点

	第１候補場所	第２候補場所
地　震	２階　療育室	１階　エントランスホール
水　害	３階　ふれあいの部屋	２階　療育室

※地震の場合は、津波警報・注意報が発令されていない想定

（５）安否確認

①利用者の安否確認

【安否確認ルール】

・利用児童の安否確認を速やかに行う。確認内容は記録し、関係部署と共有する。

・速やかに安否確認結果を記録できるように安否確認シートを準備。

※別紙「利用者安否確認シート」参照

・現場のとりまとめ役が利用者の安否確認を行い、管理者へ報告する。

【医療機関への搬送方法】

・社協の車両を使用して搬送する。

・１名での搬送はやむを得ない場合にとどめ、複数の職員で搬送する。

②職員の安否確認

【施設内】

・職員の安否確認を速やかに行う。確認内容は記録し、関係部署と共有する。

・速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備。

※別紙「職員安否確認シート」参照

・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて現場のとりまとめ役が点呼を行い、管理者に報告する。

【自宅等】

・自宅等で被災した場合は、①電話 ②携帯メール ③災害用伝言ダイヤルで、職場に自身の安否情報を報告する。

・報告事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を報告する。

（６）職員の参集基準

⑴非常参集

営業時間外の災害発生時には、総括責任者の判断により防災計画非常招集動員計画に沿い参集する。

⑵自動参集

通信網が麻痺している場合は、自動的に第１号招集とし、その後の対応を協議する。

⑶被災した職員

自宅が被災した場合や津波警報や河川氾濫の可能性など職場までの経路に危険と思われる箇所がある場合は、自身の安全を優先し参集しない。

※施設の立地が津波浸水区域のため、『津波警報』等、ガイドライン(別紙に定める)に沿い行動する。

※参集可能な場合でも、安全確保のため夜間および日没直前には参集しない。

家族への連絡・引き渡し

サービス停止基準の検討(水害)

（7）施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	３階　ふれあいの部屋	２階　療育室
避難方法	・地震発生時、または津波の危険性がある場合にはエレベーターは使用しない。 ・水害時は階段を使用し、垂直避難をする。	同　左

【施設外】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	小山田高台（セリオ）	小山田地区センター
避難方法	公用車、自家用車で送迎	同　左

（８）重要業務の継続(業務中に災害が起こった場合)

経過目安	発生当日	発災後１日	発災後３日	発災後７日
出勤率	100%	50%	60%	90%
在庫量	90%	75%	40%	正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	利用児童とその保護者を無事に帰宅させる	ほぼ通常 一部減少・休止	ほぼ通常 一部減少・休止	ほぼ通常

（９）職員の管理(ケア)

①休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
茶華道室	療育室

②勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

災害発生後、職員が帰宅できず、長期勤務となる可能性が生じる。参集した職員の人数によりなるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフトは柔軟に取り扱う。

（１０）復旧対応

①破損個所の確認

＜建物・設備の被害点検シート＞

対　象		状況（いずれかに〇）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大 ／ 軽微 ／ 問題なし	
	エレベーター	利用可能 ／ 利用不可	
	電　気	通　電 ／ 不　通	
	水　道	利用可能 ／ 利用不可	
	電　話	通話可能 ／ 通話不可	
	インターネット	利用可能 ／ 利用不可	
建物・設備(フロア単位)	ガラス	破損・飛散 ／ 破損なし	
	キャビネット	転倒あり ／ 転倒なし	
	天　井	落下あり ／ 被害なし	
	床　面	破損あり ／ 被害なし	
	壁　面	破損あり ／ 被害なし	
	照　明	破損・落下あり ／ 被害なし	

②業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
第一水道設備	0193 - 62 - 0713	水道・ボイラー
三菱電気ビルソリューションズ	019 - 626 - 1194	エレベーター復旧
カメイ	0193 - 62 - 3611	ガス
東北電気保安協会	0193 - 63 - 1332	設備点検
平井商店	0193 - 63 - 6580	食料品全般
モリレイ宮古	0193 - 63 - 6021	
ミチノク	0193 - 64 - 2662	飲料水
ホシザキ東北	0193 - 64 - 2291	
盛岡消防設備点検センター	019-681-7277	消防設備点検
中屋石油	0196-62-3755	給油ガソリン

③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

・公表のタイミング、範囲、内容、方法について検討。
・情報発信の役割分担をしておく。
・総務課と連携し、公表のタイミング等を検討。

４．他施設との連携

（１）連携体制の構築

①連携先との協議

水害により宮古市総合福祉センターが利用できない場合は、清寿荘や田老福祉センター、新里センターを活用する。

②連携協定書の締結（連携協定書を別紙添付）

三社連携(宮古市・青年会議所・宮古社協)済み。

③地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
小山田保育所	0193 - 62 - 0875	
山口保育所	0193 - 63 - 0442	

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
豊島医院	0193 - 62 - 2515	

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
宮古市役所福祉課	0193 - 62 - 2111	
宮古市こども家庭センター		
小山田防災会		

（２）連携対応

①事前準備

・連携事業者名
・災害時の連絡先、連絡方法
・備蓄の拡充
・職員派遣の方法
・利用者の受け入れ方法、受け入れスペースの確保
・平常時の相互交流

②利用者情報の整理

緊急、災害時名簿を作成し、随時更新を行う。

③共同訓練

法人で実施する避難訓練に地域の防災会、自治会長、民生委員に参加していただき、合同訓練を行う。

５．地域との連携

（１）被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

今後、法人・事業所内で登録のための研修参加を検討。

（２）福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

・すこやか幼児教室としては指定されていないが、法人としては福祉避難所の指定を受けているので、必要に応じて協力する。
・利用児童の家族等からの要請で利用の申し出があった場合には、その都度対応する。

②福祉避難所開設の事前準備

・受け入れに必要な備蓄類を洗い出し、準備する。
・宮古社協内の貸出用車いす、電動ベッドの確認。

６．通所系・固有事項

【平時からの対応】

・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先(自宅や職場の電話番号、携帯電話等)を把握する。

・特定相談支援事業所と連携を図りながら、利用児童の安否確認の方法を確認しておく。

・定期的に利用児童やその保護者と一緒に避難訓練を実施する。

【災害が予想される場合の対応】

・台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、特定相談支援事業所にも情報共有の上、保護者にも説明する。

・必要に応じて、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

・サービス提供を長期間休止する場合は、特定相談支援事業所と連携を図り、関係機関へ報告する。

・利用児童、その保護者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次帰宅を支援する。送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。

【策定日】　2024 年 3 月 31 日

【施行日】　2024 年 4 月　1 日

【更新履歴】

更新日	更新内容	更新者
2025 年 12 月 10 日	推進体制、研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し 平常時の対応	渡部課長・石崎係長
2026 年 1 月 8 日	地震・水害による発動基準、対応体制、対応拠点	渡部課長・石崎係長
2026 年 1 月 22 日	職員の参集基準、対応体制	渡部課長・石崎係長
2026 年 2 月 5 日	職員の管理、復旧対応、情報発信、他施設との連携	渡部課長・石崎係長
2026 年 2 月 12 日	連携対応、地域との連携、福祉避難所の運営	渡部課長・石崎係長
2026 年 5 月 21 日	推進体制、優先業務の選定、研修・訓練の実施、 BCP の検証・見直し、平常時の対応、安否確認	渡部課長・三浦係長 関口主任・伊藤保育士
2026 年 6 月 5 日	職員の参集基準、重要業務の継続、職員の管理 他施設との連携、地域との連携、固有事項	渡部課長・三浦係長 関口主任・伊藤保育士

利用者の安否確認シート

利用者氏名	安否確認	容態・状況
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	
	無事・死亡 ・負傷・不明	

職員の安否確認シート

職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）
	無事 ・ 死亡 負傷 ・ 不明	全壊 ・ 半壊 問題無し	無事 ・ 死傷有 備考（　　）	可能 ・ 不可能 備考（　　）